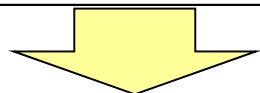


その他

3. 週休2日試行工事の実施について

建設業の働き方改革の推進

- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年7月6日公布）
 - ・時間外労働の上限規制（45時間/月かつ360時間/年）
 - ・上限規制を超える場合、雇用主に懲役又は罰金
- 建設業においては5年の猶予期間後、令和6年4月1日から適用



週休2日試行工事を実施

試行工事における「週休2日」・・・4週8休以上の現場閉所

- 対象工事 : 当初設計金額30百万円以上の土木一式工事で、工期4ヶ月以上
(災害復旧工事等を除く)
- 受注者希望型
- 積算における対応 : 現場閉所率の達成状況に応じ、経費率等を補正し変更契約を行う。
- 工事成績評価における対応
4週8休以上の現場閉所を実施した場合、工事成績評価において評価する。
(実施できなかった場合であっても、減点は行わない。)